同条第十五項の規定による	同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の規定による
法第二十三条の二の五第十二項	法第二十三条の二の十七において準用する法第二十三条の二の五第十二項
（略）	（略）
法第二十三条の二の九第六項	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第六項
法第二十三条の二の十の二第一項	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の十の二第一項
（略）	（略）

（再生医療等製品の再評価に係る公示の方法）

第九十一条の百二十四の二　法第二十三条の三十一第一項の規定による公示は、官報に掲載する方法により行うものとする。

（選任外国製造再生医療等製品製造販売業者への情報提供）

第九十一条の百五十一　外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

一～六　（略）

七　法第六十九条第一項若しくは第五項又は第七十五条の二の二第一項第二号の規定により農林水産大臣に報告した事項

八　（略）

2　（略）

（準用）

第九十一条の百五十四　（略）

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第九十一条の百二十四	（略）	（略）
第九十一条の百二十四の二	法第二十三条の三十一第一項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一第一項
（略）	（略）	（略）

同条第十一項	同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項
（新設）	（新設）
（略）	（略）
法第二十三条の二の九第六項	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第六項
（新設）	（新設）
（略）	（略）

（新設）

（選任外国製造再生医療等製品製造販売業者への情報提供）

第九十一条の百五十一　外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

一～六　（略）

七　法第六十九条第一項若しくは第四項又は第七十五条の二の二第一項第二号の規定により農林水産大臣に報告した事項

八　（略）

2　（略）

（準用）

第九十一条の百五十四　（略）

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第九十一条の百二十四	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）